

令和7年長審第17号

裁 決  
交通船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月21日11時31分

長崎県鬼岳漁港赤島地区

2 船舶の要目

船 種 船 名 交通船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 10.91メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 201キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成7年9月に進水したFRP製の小型兼用船で、船体中央部の操舵室にレーダー、魚群探知機兼用のGPSプロッター、舵輪、機関遠隔操縦装置等を装備し、舵輪後方に操縦席及び長椅子を設け、a受審人が1人で乗り組み、Xから委託を受けた作業員2人を乗せ、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同県鬼岳漁港塩津地区（以下「塩津地区」という。）及び鬼岳漁港赤島地区に設置された外灯の点検に当たる同作業員を運送する目的で、令和6年10月21日09時30分長崎県鬼岳漁港黄島地区を発し、塩津地区を経由する予定で同漁港赤島地区に向かった。

ところで、鬼岳漁港赤島地区は、長崎県赤島の西岸（以下「赤島地区西部」という。）及び東岸（以下「赤島地区東部」という。）に位置し、それぞれ北方を港口として築造され、水上岩が点在し、岩浜からなる干出浜が拡張していた。そして、赤島地区東部港口には、干出浜を掘り下げて港奥に通じる水路が設けられていた。

a受審人は、レーダーを1.5海里レンジ及びGPSプロッターを3海里レンジとしてそれぞれ作動させ、同プロッターに水深0メートルを赤色の点線で表示させるとともに、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、塩津地区を経由して10時20分赤島地区西部に入港し、作業員2人を下船させて船内で待機したのち、外灯の点検を終えた同2人を乗船させ、11時25分赤島地区西部を出港して帰途に就いた。

a受審人は、作業員から赤島地区東部についても外灯の点検を実施したい旨の依頼を受け、赤島東岸及び水上岩を目測しながら赤島地区東部港口から港奥に通じる水路の航行経験を数十回有していたことから、同依頼を承諾して帰路を変更し、11時28分半少し過ぎ黄島灯台から024度（真方位、以下同じ。）2.02海里の地点に当たる

東防波堤突端（以下「基点」という。）から039度340メートルの地点で、針路を092度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、赤島地区東部港口に至り、右舷方に赤島東岸及び水上岩を目視し、11時30分少し過ぎ基点から061.5度500メートルの地点に達したとき、水路以外の水域に進入して港奥に向かうと、干出浜に乗り揚げるおそれがあることを承知していたが、急な依頼を承諾しており、潮位も高く自船が軽喫水なので、同水域に進入しても無難に航行することができるものと思い、水路の出入口に向首するなど、針路の選定を適切に行うことなく、針路を水路以外の水域に進入する173度に転じて続航した。

こうして、a 受審人は、水路以外の水域に向首したまま進行して同水域に進入し、11時31分基点から076度470メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を、推進器翼に曲損をそれぞれ生じ、後に廃船処理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、鬼岳漁港赤島地区において、赤島地区東部の港奥に向けて航行する際、針路の選定が不適切で、水路以外の水域に向首進行して同水域に進入したことによって発生したものである。

a 受審人は、鬼岳漁港赤島地区において、赤島地区東部の港奥に向けて航行する場合、水路以外の水域に進入して港奥に向かうと、干出浜に乗り揚げるおそれがあることを承知していたから、干出浜に乗り揚げる

ことのないよう、水路の出入口に向首するなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、急な依頼を承諾しており、潮位も高く自船が軽喫水なので、水路以外の水域に進入しても無難に航行することができるものと思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、水路以外の水域に向首進行して同水域に進入し、干出浜に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文